

2014.7.4

## 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

## 就労支援

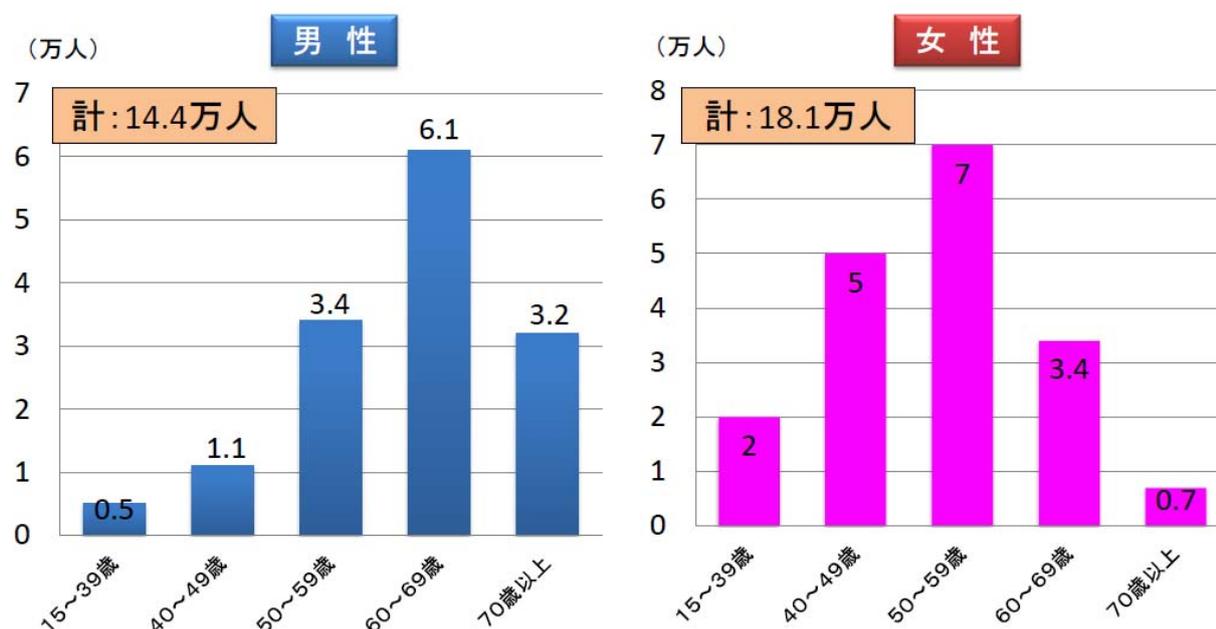
がん対策情報センター  
がんサバイバーシップ支援研究部

高橋 都

miyataka@ncc.go.jp

## 仕事をもちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事をもちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもちているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

# 「がんと就労」政策の動き

	がん患者の就労に関する総合支援事業	長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業
担当部局	健康局	職業安定局
位置づけ	H25～ がん診療連携拠点病院機能強化費のメニューの1つ	H25～モデル事業
対象	就労関連の問題を抱えるがん患者	就労を希望する長期療養者（がん・肝疾患・DMなど）
実施場所	・拠点病院	・H25全国5地点, H26全国12地点 ・ハローワーク+連携する拠点病院
内容	拠点病院相談支援セに、 <b>社労士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント</b> など「就労の専門家」を週1回配置。相談対応、関係機関の紹介など。	HWと拠点病院において、 <b>新規求職希望者への職斡旋。</b>

# 「がんと就労」政策の動き

## がん患者の就労に関する総合支援事業

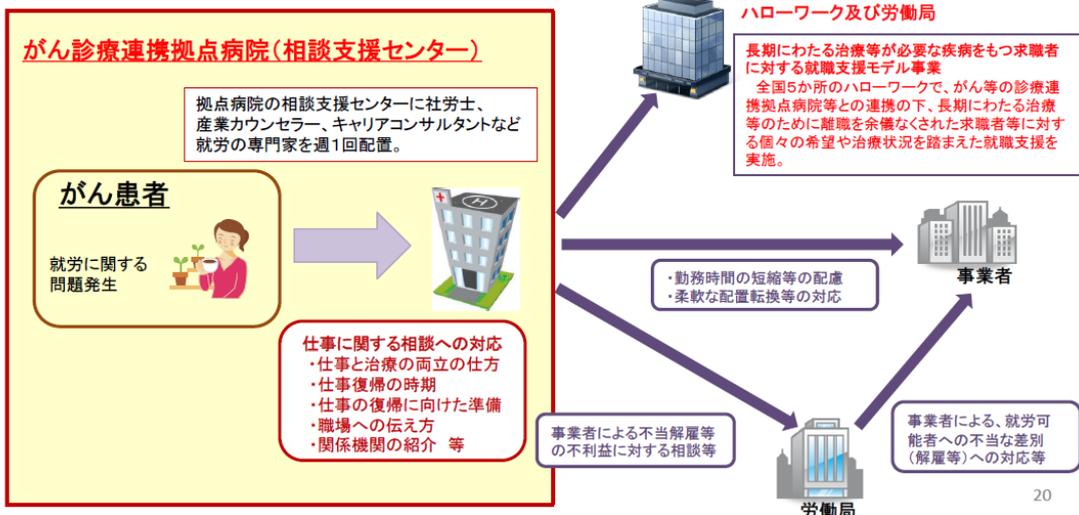
健康局 がん対策・健康増進課

### 趣旨

○がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、就労を維持するための情報提供や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき国が策定する**がん対策推進基本計画**(以下「基本計画」)においては、平成24年6月に見直しを行い、重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児への**がん対策の充実**」が重点課題とされたところ。

○本事業は、がん診療連携拠点病院の相談支援センター等に就労に関する専門家を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行うことを目的とする。



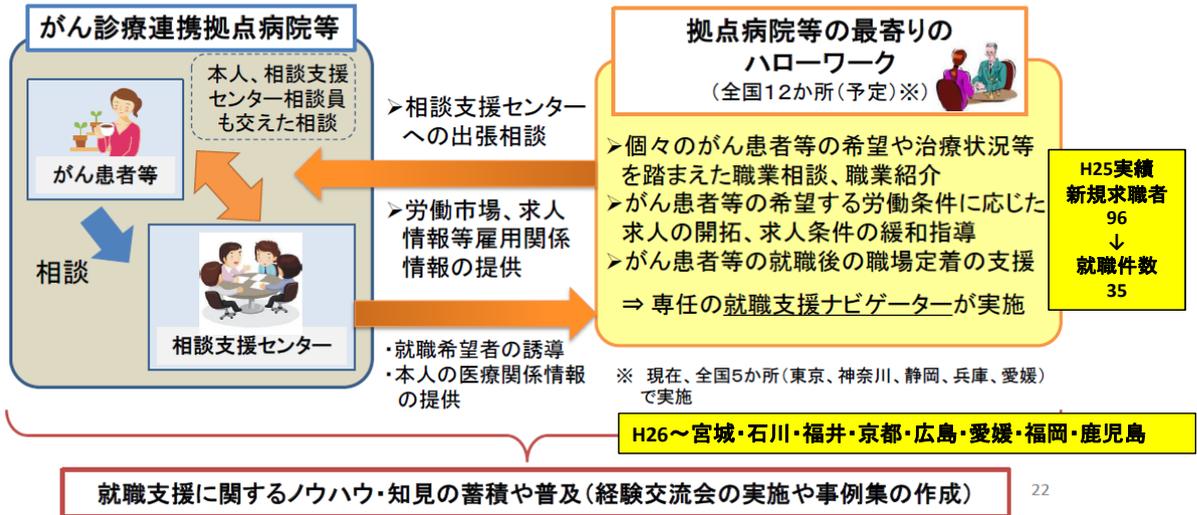
# 「がんと就労」政策の動き

## がん患者等に対する就職支援モデル事業

職業安定局 首席職業指導官室

平成26年度予算額 66百万円(25年度予算額27百万円)

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を実施。
- 26年度は、がん患者等の就職支援を更に推進するため、モデル事業の実施箇所数を拡充(全国5か所→12か所(予定))するとともに、その支援ノウハウや知見の蓄積、普及に係る取組を実施。



22

# 「がんと就労」政策の動き

## 治療と職業生活の両立等の支援対策事業(平成25年度～)

労働基準局安全衛生部  
労働衛生課

### 1 趣旨・目的

- 疾病を患った後も、治療を継続しながら就労しなければならない労働者が増えているが、そのような労働者に対する適切な健康管理による職場復帰支援は、労働者の福祉の向上はもとより、事業者や社会にとっても、労働損失を避け、労働生産性を上げるための重要な対策となっている。
- また、疾病を持つ労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援の整備が必要となっている。
- 平成24年に開催された「治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会」の報告書においても、治療と職業生活の両立を支援することの重要性が指摘され、今後、行政の取り組みとして、企業等に対して、治療と職業生活の両立を支援するためにどう取り組むべきかを示したガイドラインやマニュアル等を作成し、周知・徹底を図ることが提言されている。
- そこで本事業では、作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者が就労を継続するための事業場における支援対策を検討することを目的とする。

### 2 事業概要

- 長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例を収集し、就労継続支援のあり方に関する検討を行うとともに、就労継続支援の指針等を作成し、広く関係者に周知する。

### 3 主な事業内容(委託内容)

#### <平成25年度>

- 長期にわたる治療が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例等の調査  
※対象には、脳血管疾患、心疾患、筋骨格系疾患、職業性がん、ストレス性疾患等を含む。
- 労働者の就労継続支援に関する留意事項の作成・周知

#### <平成26年度>

- 平成25年度に作成する留意事項を活用した事例集の作成
- 事例集の周知(研修会の開催等)

#### <平成27年度>

- 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の作成
- 治療と職業生活の両立支援対策に関する指針の普及(研修会開催)

21

# 社会保険労務士との連携のヒント集

## 目次

- Q1 社労士とはどのような資格でしょうか？
- Q2 社労士と連携すると、どのようなメリットがあるのでしょうか？
- Q3 うちの病院にも来てもらったほうがよいのでしょうか？
- Q4 社労士はどうやって探せばよいですか？
- Q5 社労士との契約にあたって、何を決めておく必要がありますか？
- Q6 社労士は個人情報を守ってくれるのでしょうか？
- Q7 病院の相談窓口が社労士の営業活動に利用されないのでしょうか？

## 現場の声～連携を始めた病院のヒアリングから

- ◆ こんな工夫をしています
- ◆ 相談時間の有効活用
- ◆ 社労士が来ていることを知ってもらいたい！
- ◆ 病院デビュー...社労士の素朴な実感
- ◆ 社労士として気をつけていること
- ◆ 院内関係者も、患者や家族の就労を応援しましょう



# 社会保険労務士との連携のヒント集

## Q2 社労士と連携すると、どのようなメリットがあるのでしょうか？

- 治療と仕事の両立について、就労の専門家としてのアドバイスが期待できる。  
社労士の多くは、企業の顧問などの立場で、働き方・雇い方についての相談（労務相談）に応じる機会が多いことから、企業の組織や労務管理およびそれらに関連する法律などについて、豊富な知識と相談経験を持っています。このことが、治療と仕事の両立に向けたアドバイスをお客様さんへ行うにあたって、大いに役立ちます。  
患者さんやご家族からの、「仕事を辞めなければならないのか、勤め続けることはできないのか」「短時間勤務を希望することはできるのか」などのご相談に対し、社労士は、法的な裏付けのあるアドバイスを行うことができます。従来の院内の相談体制に加えて、就労の専門家である社労士と連携することによって、患者さんやご家族にとって、より安心感と自信につながる相談の場を提供できるようになるでしょう。
- 社会保険の諸制度や、各種申請手続について、具体的に詳しく説明できる。  
社会保険の諸制度は、例えば「治療のため仕事を休み、給料が出なかったとき」「医療費の負担が高額になったとき」「身体に障害が残ってしまったとき」などに利用できますが、その制度の詳細や利用のための手続きは、非常に専門的でわかりにくい面があります。社労士は、その名のおり社会保険の専門家でもあります。患者さんやご家族が、「どうした場合に、どの制度によって、どんな給付を受けることができ、そのためにはどこに何を提出すればよいのか」、社労士と連携することによって、具体的に詳しい、的確なアドバイスを受けることができます。

### コラム

#### 社労士に入ってもらってよかったこと～相談員のコメント

- 年金や社会保険の制度説明が、相談に具体的になったと思います。申請のしかたを詳しく教えてもらえるので、相談者が手続きをイメージできるようになりました。相談員の負担もかなり減りました。
- 各種申請に際する準備のガイダンスを教えてくれるので助かります。（例：障害年金の申請書と就労状況申告書の整合性を高めるなど）
- 社労士は、いい意味でビジネスライクです。障害年金などの取得の見通しが難しいと予想されるときは、相談者に事前にそう伝えます。申請が却下されても相談者に納得してもらえようになりました。
- 社会保険制度にはときどき変更があります。社労士と連携することで、常に最新の情報を学べるのがメリットです。
- 社労士は、弁護士、税理士、労務の専門家など、さまざまな仕事上のネットワークを持っているので、適宜間い合わせをして相談にいらしてくれています。

## Q3 うちの病院にも来てもらったほうがよいのでしょうか？

あなたの病院で社労士の導入が必要なのかどうかをよく検討して、決定していきましょう。「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（平成26年1月10日付厚生労働省健康局長通知）」には、がん相談支援センターの業務に「就労に関する相談」が追加されています。これは、働き盛りのがん患者とその家族の就労に関する相談ニーズに対応していくためのものです。就労に関する相談対応には、専門的かつ広範な知識・経験が要求されることから、指針では、「産業界等の分野との効果的な連携を推進すべき」とありますが、社労士との連携はひとつの選択肢であって、必ずしも社労士を導入しなければならないものではありません。

社労士導入の必要性を検討する際のポイントには、以下のようなものがあります。

- 社労士という職種について知りましょう。  
まず、社労士が何をしてくれる人なのか、導入した場合のメリットはあるのかについて、情報を得ましょう。Q1、Q2をご参照ください。
- 就労支援における病院の課題を挙げてみましょう。  
就労支援のあり方は、地域性や患者さんのニーズ、病院の考え方により異なります。患者さんやご家族の就労に関する悩みや課題に対し、現状どんなサポートができていて、今後どんなサポートをしていきたいか、スタッフの皆さんで意見を出し合ってみてください。あなたの病院の就労支援における課題が見えてくることで、社労士の導入の有無について検討しやすくなるでしょう。

- 社労士の導入を決定したら病院全体で「導入目標」を共有しておきましょう。  
これから社労士との連携という取組みを進めていく上で大切なのは、病院全体が導入目標を共有しておくことです。導入目標とは、社労士との連携によりどのような就労支援を目指していくのかということ。導入決定後、社労士を探し、目的にあわせて契約内容を決め、実際の連携が始まっていきます。このプロセスの中で、同じ目標を目指していくことが、社労士も含めた関係者全員の信頼関係を醸成し、導入による成果を生み出していくことにつながります。

## 情報センター発「がんと就労」支援冊子

今秋 2版  
公開予定



- 体験談コラム追加
- 資料のupdate
- 検索性UP

職場と医療者の  
関係ガイドブック

年内公開予定

- 医療者と産業保健スタッフや職場関係者との情報共有のヒント

## アンケートから～「取組みの現状」

46施設が「就労」にコメント.

- 社労士、産業カウンセラーによる就労相談開始・検討中、事例検討会（複数）
- ハローワークとの連携モデル事業（複数）
- 実務担当者（相談員・治療担当スタッフ）の研修を実施（複数）
- 就労支援をテーマにした講演会の実施（複数）
- がんサロンと連携して相談室が就労相談にも対応（岩手医大）
- 県内拠点病院の就労相談の先進事例を調査→県全体に発信予定（秋田大）
- 県主催の企業向け研修会に拠点病院スタッフが講師として参加（東北大学）
- 産業保健分野の業務経験がある相談員がいる（栃木県がんセ）
- 地元の法人会と協働した就労支援（静岡がんセ）
- 事業所向け冊子の作成・配布（琉球大）

## アンケートから～「課題・話し合いたいこと」

- 相談支援センターが担うべき「就労支援」の範囲の明確化
- 他院の「就労支援」実践の具体的内容
- 社労士の導入ノウハウ
- 病院に入る社労士の支援力向上に向けた研修会の必要性
- 企業関係者に向けたがん診療の現状の啓発ありかた
- 患者本人の関係者との調整力の支援のありかた
- 医療機関は雇用関係にどこまで関与できるのか
- 「産業保健分野と連携した取り組み」の実際と取り組みを行う場合の留意点
- ハローワーク連携モデル事業のノウハウや実効性

## 厚労省「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) for the 5th meeting of the Working Group on Employment Support for Cancer Patients and Experiences. The page is in Japanese and includes the following information:

- Meeting Title:** 第5回 がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会資料 (5th Meeting Materials for the Working Group on Employment Support for Cancer Patients and Experiences)
- Date:** 平成26年6月24日 (June 24, 2014)
- Organizer:** 健康局がん対策・健康増進課 (Director: 菅田 4605, Deputy Director: 長坂 3827, Representative Phone: 03-5253-1111)
- Meeting Date:** 平成26年6月23日 (月) 16:00～18:00 (June 23, 2014, Monday, 16:00-18:00)
- Meeting Location:** 航空会館701～702会議室(7階) (7th Floor Meeting Rooms 701-702, Aviation Convention Center)
- Materials:**
  - 議事次第 (PDF: 27.7K)
  - 座席表 (PDF: 71.0K)
  - 資料1 がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する報告書(案) (PDF: 907K)
  - 資料2 がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する報告書(案)におけるコメントについてのご意見 (PDF: 144K)
  - 発表資料1 がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会開催要綱 (PDF: 43.0K)
  - 発表資料2 がん患者・経験者の就労支援に関する現状と取組 (PDF: 12.50K)
  - 発表資料3 がん患者・経験者の就労支援について(医療機関連携出資料) (PDF: 258K)
- Additional Information:** A note about Adobe Reader software is provided at the bottom left.

- 2014年2月から5回開催
- 厚労省HPで全資料と議事録公開
- 7月に報告書公開予定

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000ahdf.html#shingi179247>